附則

(施行期日)

1 ک \mathcal{O} 規 則 は、 道 路交通 法 \mathcal{O} 部を改 正 す る法 律 (平成二十七 年法律 第四十号。 次項 E お 1 7 「改正法」

という。 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 伞 成二十· 九 年三月 + 日。 以 下 改 正 法 施 行 日 とい う。 カン 5 施 行

(経過措置)

2 改 正 法 による改正後の道路交通法 (以下この項に お いて 「新法」 とい . う。 第百 一条第 項 0) 更新 期 間

が 満 了 す Ź 日 **新** 法第 百 一条 の二第 項 \mathcal{O} 規定に、 よる 運転 免 許 証 \mathcal{O} 有 効 期 間 \mathcal{O} 更 新 \mathcal{O} 申 請 をしようとす

者 に あ 0 7 は、 当 該 申 請 をす る日) に お け る 年 齢 が 七 十歳 以 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 者 で あ 2 て、 当該 日 が 改 正 法 施 行 日 か 5

起 算 L 7 六 月を 経 過 た 日 前 で あ る Ł \mathcal{O} に 係 る 課 程 \mathcal{O} 基 準 並 U に そ \mathcal{O} 者 に 対 す る終 了 証 明 書 \mathcal{O} 交付 及 U 運

に 関 する 規 則 次 頃に お 1 7 新 認 定規 則 とい 、 う。 第 兀 条 第 号及び第二号並びに 第八条 第二号 \mathcal{O} 規

転

免

許

取

得

者教

育

(高

齢

者

講

習

同

等)

終了

証

明

書

 \mathcal{O}

様

式

に

0

1

て

は

改

正

後

 \mathcal{O}

運

転

免

許

取

得

者

教

育

 \mathcal{O}

認

定

定 並 び に 别 記 様 式 第二号の 様 式 に か か わらず、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に よ る。

改 Ē 法 施 行 日 前 に交付され た 運 転 免許1 取 得者教育 更 新 時 ·講習同 . 等) 終了 証 明 書 及 び 運転 免許 取得者 教

3

育 (高齢者講習同等) 終了証明書の様式については、 新認定規則別記様式第一号及び別記様式第二号の様

式にかかわらず、なお従前の例による。